

				人材育成の目的	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
法曹養成研究科	法科大学院の課程	法曹養成専攻	<p>次の二つの能力を兼ね備え、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観をもつ質の高い法曹を養成すること。</p> <p>第1は、家庭医として、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力。</p> <p>第2は、専門医として、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった法的ニーズに対応できる能力。</p>	<p><b>1.学位授与の要件</b></p> <p>[3年標準コース] 3年以上の在学期間内に、必修科目67単位を含む合計93単位以上を修得し、かつ通算の成績がGPA2.0以上であること。通算のGPAが2.0未満であるが1.8以上である場合には、別に定める修了認定試験を受け、これに合格すると修了を認める。</p> <p>[2年短縮コース] 2年以上の在学期間内に、必修科目41単位を含む合計67単位以上を修得し、かつ通算の成績がGPA2.0以上であること。通算のGPAが2.0未満であるが1.8以上である場合には、別に定める修了認定試験を受け、これに合格すると修了を認める。</p>	<p><b>1.全体の方針</b></p> <p>本研究科は法曹養成を目的とした専門職大学院であり、高度の専門的知識とその応用能力、しかも法理論に裏付けられた実務的能力の涵養が求められる。そこで、「理論と実務の架橋」の理念のもと、実務を意識しつつ「理論の基礎」から「理論の応用」へ、さらに理論に裏付けられた「実務の基礎」へと段階的・系統的な学修を可能にするために、「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」の授業科目を配置している。また、地域的およびグローバルな視点から、物事を全体的に把握する力に支えられた法的判断能力を身に付けるために「基礎法学・隣接科目群」、新しい法的ニーズに対応できる能力を身に付けるために「展開・先端科目群」の授業科目を配置している。</p>	<p><b>2.「修得すべき知識・能力」への対応</b></p> <p>1.「高度な専門的知識・技能及び研究力」 高度専門職業人である法曹の養成を目的とした専門職大学院である本研究科では、法理論の基礎知識とその応用的能力、法理論に裏付けられた実務的能力、専門的な法的ニーズに対応できる高度の能力が重要視される。このような修得すべき知識・能力に対応するために、特に「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」の授業科目を「理論の基礎」「理論の応用」「(理論に裏付けられた)実務の基礎」の順に段階的・系統的に適切に配置している。</p> <p>2.「学際的領域を理解できる深奥な教養力」 社会に真に役立つ法曹を養成するためには、法的な基礎知識だけでなく、法学と歴史学、哲学、社会学および経済学などとの学際的領域を理解できる深奥な教養力が求められる。このような修得すべき知識・能力に対応するために、特に「基礎法学・隣接科目群」(法哲学・法社会学・日本法制史・法と経済学など)および「展開・先端科目群」(少子高齢化社会と法・福祉と法・医療と法など)の授業科目を適切に配置している。</p> <p>3.「グローバルな視野と行動力」 グローバル社会に対応する国際感覚のある法曹を養成するためには、外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。</p> <p>4.「地域社会を牽引するリーダー力」 法曹は、地域住民の社会生活における様々なニーズに応えるだけでなく、企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供し、地域社会を牽引するリーダー力を身に付けることが求められる。このような修得すべき能力に対応するために、4つの履修モデル(「公共政策法務」「高齢者福祉と財産管理」「企業コンプライアンス」「企業再生」)を設けて、「展開・先端科目群」の授業科目を中心に適切に配置している。</p>	<p><b>(H28から募集停止)</b></p> <p>①熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)は、幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ厳しい勉学に耐えうる強い意志と学習意欲のある人を求めます。社会人にあつては、さらに豊かな社会経験を有する人を求めます。</p> <p>②また、2年短縮コースにあつては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができる相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求めます。</p>
				<p><b>2.修得すべき知識・能力</b></p> <p>1.高度な専門的知識・技能及び研究力 法理論の基礎知識のみならずその応用的能力をもち、法理論に裏付けられた実務的能力を身に付け、専門的な法的ニーズにも対応できる高度な能力を持っている。</p> <p>2.学際的領域を理解できる深奥な教養力 幅広い教養を備え、法的な専門的知識のみならず、法に隣接する歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的観点から、人間や社会の在り方について物事を全体的に把握する能力を修得している。</p> <p>3.グローバルな視野と行動力 外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。</p> <p>4.地域社会を牽引するリーダー力 地域住民の社会生活における様々なニーズだけではなく企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供する能力を修得している。</p>			